

名誉感情侵害と「社会的評価の低下」(二)

橋 本 眞

目次

一 序

二 「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断とが直接に関連している裁判例

(一) 「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も認めている裁判例

(二) 「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も認めていない裁判例

(三) 小括

(以上、一四一号)

三 「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断とが直接には関連していない裁判例

(一) 「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も認めている裁判例

(二) 「社会的評価の低下」は認めるが、名誉感情侵害を認めない裁判例

(三) 「社会的評価の低下」は認めないが、名誉感情侵害を認める裁判例

(以上、本号)

(四) 「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も認めていない裁判例

(五) 小括

四 まとめ

三 「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断とが直接には関連していない裁判例

二では、「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断とが直接に関連している裁判例を取り上げて検討したが、そこでは、これらの裁判例が「直接に関連している」と捉えられるのは、名誉毀損と名誉感情侵害とが異なる不法行為類型であると明確に認識されておらず、名誉感情侵害を認めることのできる表現であれば「社会的評価の低下」を認めることができるという考えを實質的に基礎に置いていると考えられたからであった。そして、「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断との関連のパターンとして、三つのものを指摘することができた。すなわち、「社会的評価の低下」が同時に名誉感情侵害にあたるとするもの、名誉感情侵害を成立させる表現が「公表」されることを通じて「社会的評価の低下」につながるとするもの、そして、「社会的評価の低下」をもたら

す表現が同時に「侮辱的」である場合に名誉感情侵害を認めるもの、があった。つまり、これらの裁判例においては、全面的か部分的かの相違はあるけれども、「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断との間に重なりを見ることができたのであった。これに対して、ここで取り上げる裁判例は、「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断とが直接には関連していないものであり、言い換えれば、両者の判断が少なくとも判決文の示すところでは重なり合うことなく、それぞれ別個・独立になされているものである。そこで、まず、それぞれの判断がどのようななされているのか、とりわけ、「社会的評価の低下」との対比において、名誉感情侵害が具体的にどのようなに捉えられ、扱われているかを見ていくことにする。そして、そのうえで、両者の判断の間に、判決文には現れていない、何らかの関連性を見出すことができるか、できるとすれば、それはどのようなものであるかを検討することにする。

(一) 「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も認めている裁判例

ここで取り上げることのできる裁判例としては、東京地判平成二三年二月九日LEX/D B文献番号二五四九〇五八九がある。この裁判例は、おおよそ、ブログに書き込まれた記事における「詐欺的商法を行っているとの事実」の摘示によって「社会的評価の低下」が生じ、「悪辣な言辞を用いた誹謗中傷」によって名誉感情侵害が生ずる、と判示するものである。

本件は、原告が詐欺的商法を行っているかのような侮辱的な記事（以下、本件記事という。）が（インターネット上の）ブログに書き込まれたために、原告が「本件記事中の……具体的記述は、明らかに原告の名誉を毀損する

ものであ」として、いわゆるブログサービスの提供者である被告に対して、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律⁽¹⁾第四条一項に基づき、本件記事を書き込んだ者（以下、本件発信者という。）の氏名、住所等の情報の開示を求めたものである。本件記事には、たとえば、次のような記述がある。「完全に金儲け目的の洗脳セミナーで、実質的な霊感商法宗教に近い。実にボロい儲けだ。元手がほとんど要らない。しかも最初引っかけたカモが次々別のカモを連れて来てくれるので商売は勝手に回り続ける。人間としての良心さえ綺麗さっぱり捨てられる。在日や同和の連中のような悪霊悪鬼の類に魅入られた非人にとっては、まさにうってつけのビジネスなのだろう。これぞまさしく天命！（ただし極悪人の。現世の成功と引換えに地獄への片道切符を買っているだけだが、まあそれもよからう。悪人、非人にはこれもふさわしい生き方やも知れぬ。しよせんママシの類は人囃んでナンボだ……。）」（以下、記述「六」という。）

本判決は、記述「六」による「社会的評価の低下」を認めて、次のように判示している。「本件記事は、……全体として本件発信者の意見や論評を記載する形式をとって記述されている。しかしながら、……少なくとも記述「六」は、その前後の記述も併せ、一般の読者の普通の注意と読み方で判断した場合、本件発信者は、原告の主催するC「会」が行うセミナーが、霊感商法に類するものであって、そこで提供されるノウハウ等は裏付け・実体がなく、原告は詐欺的商法を行っていると事実を主張するものと理解することができる。そして、かかる事実の揭示は、……大学において心理学の講師として教鞭をとり、また知名度のある会社の代表取締役等の立場で実業に携わってきた原告が社会から受ける客観的評価を低下させるものであることは明らかであって、原告の名誉を侵害したものであるべきである。」そして、結論としても名誉毀損を認めている⁽²⁾。また、さらに、これに続いて、原告から主張されてはいなかったが、名誉感情侵害についても判断を加え、その成立を認めて、次のように判示している。

「本件記事が全体として本件発信者の論評を記載するものであるとしても、……記述「六」の中の『悪霊悪鬼の類に魅入られた非人』、『極悪人』、『悪人、非人』、『マムシの類は人囃んでナンボだ……』等、原告について種々の抽象的言辞を用いて記述されている部分については、いたずらに悪辣な言辞を用いた誹謗中傷というべき類であって、正当な論評の域を逸脱し、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為として、原告の人格権を侵害するものということが出来る。」

本判決は、名誉毀損に関して、まず、「本件記事は、……全体として本件発信者の意見や論評を記載する形式をとって記述されている」としながらも、「少なくとも記述「六」は……事実を主張するものと理解することが出来る」としたうえで、「社会的評価の低下」を認めている。この点からは、「事実」の主張を伴わない「意見や論評」のみでは「社会的評価の低下」は生じないという考えが基礎にあることがうかがわれる。³⁾そして、記述「六」の内容容について、「完全に金儲け目的の洗脳セミナーで、実質的な霊感商法宗教に近い」といった「論評」の形式をとっているが、「その前後の記述も併せ、一般の読者の普通の注意と読み方で判断した場合」、「原告は詐欺的商法を行っているとの事実」を主張するものであると解している。記述「六」の内容が「詐欺的商法を行っているとの事実」を主張するものであると解することができるかについては疑問がないわけではないが、ともかくそのように解することができるのであれば、原告を含めて、およそ人の「社会的評価の低下」をもたらしものであることは明らかである。ただ、本判決は、その判断にあたって、原告が「大学において心理学の講師として教鞭をとり、また知名度のある会社の代表取締役等の立場で実業に携わってきた」ということを挙げていることは留意すべきであろう。⁴⁾次に、本判決は、これに続いて、記述「六」について名誉感情侵害も認めている。そして、その理由として、記述「六」は「悪霊悪鬼の類に魅入られた非人」、「極悪人」などといった「いたずらに悪辣な言辞を用いた誹謗中傷と

いべき類であつて、正当な論評の域を逸脱し、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であるということも挙げられている。記述「六」では、原告が主催するC会が行うセミナーが「完全に金儲け目的の洗脳セミナーで、……実にボロい儲けだ。……人間としての良心さえ綺麗さっぱり捨てられる。」「現世の成功と引換えに地獄への片道切符を買っている」などといった「誹謗中傷」がなされており、これが原告の人格的価値に対して否定的評価を与えるものであり、「名誉感情の侵害」をもたらすものであることは明らかである。そして、これに加えて、この「誹謗中傷」において「悪霊悪鬼の類に魅入られた非人」、「極悪人」などといったかなり侮蔑的な文言を数多く用いていることは、まさに「いたずらに悪辣な言辞を用いた」誹謗中傷といべきであり、その侮辱性の強さから「社会通念上許される限度を超えた」ものであると判断することができるであろう。なお、この名誉感情侵害については、先に述べたように、原告は本件記事について「原告の名誉を毀損するもの」であると主張しているのみであり、名誉感情侵害の主張をしているわけではない。したがって、本判決が名誉毀損を認めた後に、さらに名誉感情侵害について判断を加え、これを認めている点は興味深いところである。⁵⁾

本判決においては、名誉毀損の根拠として「悪徳商法を行っているとの事実」の摘示を挙げ、名誉感情侵害の根拠として「いたずらに悪辣な言辞を用いた誹謗中傷」を挙げている点⁶⁾が、判断の特色を示しているものと考えられる。すなわち、名誉毀損の根拠として挙げられた「悪徳商法を行っているとの事実」を摘示することは、「社会的評価の低下」をもたらさしうると同時に、一般的に考えれば、「名誉感情の侵害」さらには名誉感情侵害をもたらしうるものであると考えられる。しかし、本判決においては、「悪徳商法を行っているとの事実」は「社会的評価の低下」の判断においてのみ取り上げられており、名誉感情侵害の判断では取り上げられていない。⁶⁾「悪徳商法を行っているとの事実を主張する」という形での誹謗中傷も名誉感情侵害を成立させうると考えられるにもかかわらず

ず、本判決があえてこの点に触れていないと考える場合には、本件において名誉感情侵害が成立するためには「いたずらに悪辣な言辞を用いた」誹謗中傷が必要であり、またこれで足りるということを示していると解することもできよう。他方、「いたずらに悪辣な言辞を用いた」誹謗中傷は、名誉感情侵害の場面でのみ取り上げられており、「社会的評価の低下」の場面では取り上げられていない。「社会的評価の低下」をもたらすといえるためには、問題表現の内容が社会(受け手)に真実のこととして受け入れられるものでなければならず、そのためにはそれを根拠づける「事実」の摘示が必要であると考えられるからであろう。「悪霊悪鬼の類に魅入られた非人」、「極悪人」などといった、「事実」の摘示を伴わない「悪辣な言辞を用いた誹謗中傷」(抽象的な侮蔑的な文言による誹謗中傷)では「社会的評価の低下」をもたらすには足りないといえるのである。なお、本判決が明示するところでは、名誉感情侵害の判断の要素として、誹謗中傷に用いられた「悪辣な言辞」のみが取り上げられているようであるが、他の要素も考慮されているものと考えられる。たとえば、「社会的評価の低下」の判断においては当然のことであるといえるが、「悪辣な言辞」が用いられた(表現の)場(状況)が(多数の者が閲覧できる)ブログであったということ、さらには、原告が大学の講師や知名度のある会社の代表取締役などの地位にあったということなどである。

以上、「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断の相違として、本判決が示すところは次のようにまとめることができる。まず、「社会的評価の低下」を認めるについては「事実」の摘示が必要であり、「事実」の摘示であるか否かは、「意見や論評を記載する形式をとって記述されている」としても、当該表現の内容によって判断されることになる。⁽⁷⁾そして、これを前提として、「社会的評価の低下」の判断は、「表現内容」(摘示事実の内容)の解釈を通じて判断されることになる。他方、名誉感情侵害(「社会通念上許される限度を超えた侮辱行為」)については、「事実」の摘示を伴わない誹謗中傷がなされていることを前提として、その誹謗中傷が「悪辣な言辞」を

用いたものであるかどうかといった表現方法やその誹謗中傷がなされた場（状況）などの「表現態様」（さらには、原告が社会において占める地位・立場）をもって判断されることになる。なお、本件では原告は名誉毀損のみを主張しており名誉感情侵害の主張していないにもかかわらず、本判決が名誉感情侵害について判断をしている点において、本判決が名誉毀損と名誉感情侵害との間に関連性があることを認めているものと考えることができる。それがどのようなものであるかは、本判決が名誉感情侵害についての判断を加えた理由を判示していないため明らかではない。ただ、本判決が名誉毀損（「社会的評価の低下」と名誉感情侵害との間に関連性を認めたことと、それぞれ関連性をもつことなく行われた前者の判断と後者の判断との間に何らかの実質的な関わりを見出すことができるのか否かについては、他の裁判例も含めて検討すべき問題であるといえよう。

（二）「社会的評価の低下」は認めるが、名誉感情侵害を認めない裁判例

ここで取り上げることのできる裁判例としては、東京地判平成二七年三月二四日LEX／DB文献番号二五五二五一一五がある。この裁判例は、おおよそ、週刊誌の記事において夫以外の男性との間に男女の関係を有しているなどの「事実」が摘示されたことよって「社会的評価の低下」は生じたが、その「表現方法」が著しく誹謗中傷的であるとまではいえないため名誉感情侵害は成立しないと判示するものである。先にも述べたように、「社会的評価の低下」をもたらす表現は名誉感情侵害をもたらす表現でもあることが多いと考えられるので、「社会的評価の低下」が認められながら名誉感情侵害が認められていないということは、「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断との相違が判決の中でより明確に現れているものと考えられる。

本件は、被告（出版社）が出版する週刊誌の記事において、女性モデルである原告Cが有名俳優との離婚訴訟中に海外生活を送っていることについて、『彼女はアジアのある国に逃亡していました。』『Cを囲っているのは、とある映画製作会社です。その社長と彼女が昵懇であることから、海外の生活費の一部も出しているそうですよ。』（映画関係者）という記述（以下、本件記述という。）があったため、原告Cが名誉毀損・名誉感情侵害を主張したというものである。具体的には、原告Cは、名誉毀損については、「本件記述……は、『逃亡』という負のイメージを抱かせる単語により、原告が悪いことをして逃げているかのような印象を与えるし、『その社長』、『囲っている』、『生活費の一部も出している』という表現により、原告が映画製作会社の社長に囲われることで生活費の一部を出してもらっているかのような印象を与え……原告の社会的評価を低下させ、名誉を毀損するものである」と主張している。また、名誉感情侵害については、「本件記述……の『その社長』、『囲っている』、『生活費の一部も出している』などという表現は、あたかも、原告が映画製作会社の社長に囲われ、生活費の一部を出してもらっているかのような表現であり、原告を侮辱し、その名誉感情を違法に侵害するものである」と主張している。原告Cは、「原告が映画製作会社の社長に囲われることで生活費の一部を出してもらっている」という趣旨の記事内容を問題にしており、これによって「社会的評価の低下」が生ぜしめられるとともに、名誉感情侵害をも生ぜしめられているという主張をしているのである。

本判決は、まず、名誉毀損に関しては、本件記述による「社会的評価の低下」を認めて、次のように判示している。「本件記述……及びその前後には、一部の週刊誌に原告が男性を自宅に引き入れたという記事が掲載され、その直後から原告がアジアのある国に逃亡していた旨、原告が官能映画に出演するという話がある旨及びある映画製作会社の社長が原告を囲っており、原告の海外の生活費の一部を出している旨の記述があることを認めることがで

きる……。そして、この前後の文脈及び『囲う』という言葉が通常密かに愛人等を養うという意味で用いられるものであることを前提にして、一般の読者の普通の注意と読み方に従って読むと、本件記述……は、原告が映画製作会社の社長である男性との間に男女の関係を有しており、そのことを報道されると海外に逃げ出し、当該男性に生活費の一部を負担してもらって海外で生活しているという事実……を摘示するものであり、かつ、これを読んだ一般の読者に対し、原告が夫以外の男性に依存して生活している経済的に自立していない女性であるかのような印象を与えるものというべきであるから、原告の社会的評価を低下させるものということができる。」そして、この判示の後に、名誉感情侵害については次のように判示して、これを否定している。「本件記述……は、前後の文脈を踏まえてこれを読むと、原告が映画製作会社の社長である男性との間に男女の関係を有しており、そのことを報道されると海外に逃亡し、当該男性に生活費の一部を負担してもらって海外で生活しているという事実を摘示するものとなっているが、その表現方法が著しく誹謗中傷的であるとまではいうことができなから、社会通念上許される限度を超えるものとは認めることができない。」

このように、本判決は、同一の趣旨の記述（事実摘示）を「社会的評価の低下」の判断においても名誉感情侵害の判断においてもその対象として把握したうえで、「社会的評価の低下」に関しては、「原告が夫以外の男性に依存して生活している経済的に自立していない女性であるかのような印象を与える」としてこれ認めながら、名誉感情侵害に関しては、「その表現方法が著しく誹謗中傷的であるとまではいうことができなから」ということから、「社会通念上許される限度を超えるもの」ではないとして、その成立を否定している。本判決が判示するように、「原告が映画製作会社の社長である男性「夫以外の男性」との間に男女の関係を有しており、そのことを報道されると海外に逃亡し、当該男性に生活費の一部を負担してもらって海外で生活しているという事実」は「社会的評価の低下」

をもたらさしうる事実であるといえよう。そして、同時に、「名誉感情の侵害」をもたらさしうる事実でもあると考えられる。名誉感情は「自己自身の人格的価値について有する主観的な評価」をいうものである以上、このような事実が摘示されれば、通常（たとえば、当該事実が真実でなければ）、「名誉感情の侵害」がもたらされることは明らかであり、しかも、それは「社会通念上許される限度を超える」ものであると考えられるからである。⁽⁸⁾しかし、本判決は、このような事実摘示の「表現方法」が「著しく誹謗中傷的であるとまではいうことができない」ということから、本件記述が「社会通念上許される限度を超えるもの」ではないとして、名誉感情侵害を否定している。確かに、ここでの事実摘示の「表現方法」は「著しく誹謗中傷的であるとまではいうことができない」が、その内容は「原告が映画製作会社の社長である男性「夫以外の男性」との間に男女の関係を有して」いるなどの事実を摘示するものであるということを考えると、特別の事情が示されていない限り、これが「社会通念上許される限度を超えるもの」とは認めることができない」と判断することについては疑問が残るといえよう。しかし、いずれにせよ、本判決は、本件記述による原告の「社会的評価の低下」を認め（結論としても名誉毀損を認め）ながら、本件記述の「表現方法が著しく誹謗中傷的であるとまではいうことができない」ということを理由に、名誉感情侵害を否定しているのであり、この点に、本判決の判断の特色が現れているといえる。

本判決は、表現内容（摘示事実の内容など）の如何をもって「社会的評価の低下」（そして「名誉感情の侵害」）を判断し、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超える」か否かについては「表現方法」の如何をもって判断するというものであり、判断の対象を分別していると解される。それゆえ、本判決は、本件記述が「社会的評価の低下」（そして、「名誉感情の侵害」）をもたらすものであることを認めながら、ここでの「表現方法」が「著しく誹謗中傷的であるとまではいうことができない」ことを理由に名誉感情侵害を否定しているのである。抽

象的な侮蔑的文言を用いて一見して明らかに誹謗中傷なり侮辱なりをしていることがわかる表現について名誉感情侵害が主張される事例はよく見られるが、本判決は、このような事例を意識しているのかもしれない。ただし、名誉感情侵害は（誹謗中傷などの）「表現方法」の如何によってその成否が判断されることがあるとしても、表現内容（摘示事実の内容など）によってもその成否が判断されうことは当然であり、名誉感情侵害が成立する形式を「表現方法」によるものに限定する理由はないと考えられる。しかし、同一の表現について名誉毀損と並んで名誉感情侵害が主張されている場合には、「社会的評価の低下」（そして、「名誉感情の侵害」）についての判断の対象を「表現内容」（摘示事実の内容など）とし、名誉感情侵害（正確には、「名誉感情の侵害」）が「社会通念上許される限度を超えるもの」であるか否か）についての判断の対象を「表現方法」とするということで、判断の対象を分別することによって両者の重複を調整しようとしていると考えられなくもない。本判決においては、名誉感情侵害の判断の前に、既に本件記述による「社会的評価の低下」を認めているため、表現内容の不当さについての判断という側面においてはこれをもって判断済みとして、改めて名誉感情侵害を認める必要はないものと判断し（この限りにおいて、表現内容による名誉感情侵害の判断は名誉毀損の判断に含まれてしまうことになる）、「表現方法」の不当さについての判断という側面において名誉感情侵害を問題とし、「社会的評価の低下」の判断要素とは異なる特別の事情（判断要素）によって「社会通念上許される限度を超える」と認められる場合にのみ、名誉感情侵害を名誉毀損とは別個に不法行為として認めようとする考えであるのかもしれない。このように解する場合には、「社会的評価の低下」と名誉感情侵害とが全く同一の表現・内容について問題となる場合に限定されるか否かの点は留保するとすれば、本判決は、（一）の前掲東京地判平成二三年二月九日と同じく、「社会的評価の低下」は「表現内容」を問題にし、名誉感情侵害は「表現方法」を問題にするという立場をとっていると解することができる。

(三)「社会的評価の低下」は認めないが、名誉感情侵害を認める裁判例

特定の表現によってその対象者の「社会的評価の低下」が生じるといえるためには、当該表現がその者の「人格的価値に対する評価」を低下させるものであり、しかも、社会的にそのように認められるものであること、言い換えれば、当該表現が社会に広く流布され、その内容が通常人をして真実であると受け入れられるものであることが必要である。これに対して、名誉感情侵害においては、人が「自己自身の人格的価値について有する主観的な評価」が問題となるのだから、問題表現が「人格的価値に対する評価」を低下させるものであることは必要であるが、これが社会に広く流布されることは必要なく(当該表現の対象者が認識すれば足りる)、その内容が通常人をして真実であると受け入れられるものであることも必ずしも必要でない。このような相違を考える限りでは、「社会的評価の低下」を認めることは、名誉感情侵害を認めることよりも、要件のハードルが高いといえよう。しかし、「社会的評価の低下」ないし名誉毀損の判断においては必ずしも明確に示されていないが、名誉感情侵害の判断においては、これが認められるには(「名誉感情の侵害」が)「社会通念上許される限度を越える」ことが必要である。したがって、ここで取り上げる裁判例が「社会的評価の低下」を認めなかったにもかかわらず名誉感情侵害を認めたものであるということは、「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断との相違が示されていると同時に、「社会的評価の低下」とは切り離されて、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を越える」と判断される場合にどのようなことが考慮に入れられるのかが示されているものと考えられる。

(ア)単なる誹謗中傷のみであることから「社会的評価の低下」は認めなかったが、その誹謗中傷が「執拗とい

えるほど」であったことから名誉感情侵害を認めた裁判例——東京地判平成二五年二月二〇日LEX/D

B文献番号二五五一六九八五

本件は、原告が代表取締役を務める会社が主催するセミナーに参加したところある被告が、(インターネット上の)ブログにおいて、そのセミナーが詐欺的セミナーであるなどと批判したうえで、原告について「ペテン師」、「大馬鹿野郎」、「頭おかしい」、「人間のクズ」、「腐った連中」、「悪質詐欺集団」、「心底腐った外道のクソ野郎」、「インフォ業界の癌」などと記載したこと(以下、本件記載という。)に対して、原告が名誉毀損および名誉感情侵害を主張したものである。¹⁾ 本判決は、次のように判示して、「ペテン師」、「大馬鹿野郎」などの侮蔑的な記載による原告の「社会的評価の低下」を否定したが、これによる名誉感情侵害は認められた。

まず、名誉毀損については、本件記載は「いずれも被告の意見というよりは、単なる誹謗中傷にすぎない。このような誹謗中傷によって、一般の読者が原告の社会的評価を変えろとはいいがたく、原告の名誉を毀損するとは認められない。」つまり、本件記載は、原告が代表取締役を務める会社が主催するセミナーが詐欺的セミナーであるとか、原告について「ペテン師」とか「頭おかしい」とか「人間のクズ」といった誹謗中傷を行うものであるが、このような抽象的な侮蔑的文言のみを用いて(具体的な事実を摘示することなく)原告を誹謗中傷したにすぎない場合には、これは「単なる誹謗中傷にすぎ」ず、「一般の読者が原告の社会的評価を変えろとはいいがた」いので、原告の「社会的評価の低下」は生じないというのである。一般的には、先にも述べたように、原告の「社会的評価の低下」が生ずるといえるためには、「ペテン師」とか「頭おかしい」などといった誹謗中傷が真実のこととして本件ブログの一般の読者に受け入れられることが必要であり、そのためには、その根拠となるべき事実が摘示されていなければならないといえよう。それゆえ、本判決は、「ペテン師」とか「頭おかしい」などといった抽象的な侮

蔑的文言があるのみで、これを根拠づける具体的な事実が示されていない本件では、「一般の読者が原告の社会的評価を変え」ないと判示したものと考えられる¹²⁾。本判決は、このように理解する場合には、「社会的評価の低下」が生ずるためには事実の摘示を必要とする判示したものと捉えることができ、この点では、(一)の東京地判平成二三年一月九日や(二)の東京地判平成二七年三月二四日と同旨のものであるといえることができる。

次に、本判決は、名誉感情侵害については、その成立を認めて、次のように判示している。すなわち、「被告は、原告に対し『頭おかしい』、『大馬鹿野郎』、『人間のクズ』……等と、原告に対する誹謗中傷を執拗といえるほど多数回にわたって本件ブログに記載している。また、それらの記載内容も節度を著しく超えて原告の人格を否定し、その品位を傷つけるものであると認められ、社会通念上許される限度を超えていると認められる。よって、被告が……『本件記載を』本件ブログに記載した行為は、原告の名誉感情を侵害する侮辱行為であると認められ、不法行為を構成すると認められる」。ここでは、まず、原告に対して「頭おかしい」とか「大馬鹿野郎」とか「人間のクズ」といった誹謗中傷がなされているのだから、この点だけを捉えても、原告に「名誉感情の侵害」が生じているといえよう。そうすると、次に、これが「社会通念上許される限度を超えている」といえるか否かが問題となる。本判決は、本件記載が多数の人が閲覧できるブログ上になされているということ、「頭おかしい」とか「大馬鹿野郎」といった抽象的な侮蔑的文言による誹謗中傷を行っていること、それが「執拗といえるほど多数回」にわたってなされているということ、そして、その誹謗中傷の内容が「節度を著しく超えて原告の人格を否定し、その品位を傷つけるもの」であるということから、これを認めている。ただ、たとえば、(一)の東京地判平成二三年一月九日では、ブログへの記載という点では本件と同じであるが、誹謗中傷として「悪霊悪鬼の類に魅入られた非人」、「極悪人」、「悪人、非人」などの言辞が用いられていたことについて「悪辣な言辞を用いた」誹謗中傷という評価

がなされ、この表現方法から直ちに「社会通念上許される限度を超えた侮辱行為」として名誉感情侵害が認められている。これと対比すると、本判決においては、誹謗中傷に用いられた言辞（表現方法）に加えて、誹謗中傷の内容、その頻度（執拗といえるほど多数回）も考慮に入れられており、このような相違が生じた理由がどこにあるのか、「社会通念上許される限度」の判断における留意すべき点であるといえる。もちろん、「社会通念上許される限度を超えている」か否かについての判断は総合的な判断であるから、本判決が表現方法のほかに誹謗中傷の内容や頻度、それがなされた場（状況）など他の要素を考慮に入れることは何ら特別のことではないといえる。しかし、この総合的判断が恣意的な判断に陥らないようにするためには、問題表現に関するどのような要素を取り上げて考慮すべきかについては、裁判例の検討などを通じて明らかにしていく必要があるといえる。

以上、本判決においては、「社会的評価の低下」については表現内容における事実摘示の欠如により否定の結論が引き出されており、名誉感情侵害については、表現内容が事実摘示を欠く誹謗中傷であることを前提として、誹謗中傷がなされた場、誹謗中傷に用いられた言辞（表現方法）、誹謗中傷の頻度およびその内容など、「表現態様」に関する諸要素を総合的に判断し、その侮辱性の強さにより肯定の結論が引き出されているといえる。このように、本判決においては、基本的には、「社会的評価の低下」については表現内容により、名誉感情侵害については（表現方法を含めた）表現態様により判断するという姿勢が見られる。

（イ）中傷・揶揄のみであることから「社会的評価の低下」を否定したが、「品性を欠く表現」で取締役らに従業員が名指しでインターネット上の掲示板で中傷などしていることから名誉感情侵害を認めた裁判例——東

京地判平成一五年七月八日LEX／DB文献番号二八〇九一九七四

本件は、原告bとg（A会社の取締役六名）が、被告（A会社の元従業員）のなしたインターネット上の掲示板への投稿（二ヶ月にわたり六〇回）によって名誉を毀損されたとして、被告に対して損害賠償を請求したというものである（なお、原告には上記bとgのほかに、A会社およびその代表取締役aも含まれている）。被告がなした投稿には、たとえば、「おい、こらっ！／＼がーい！こーし！こーし！こーみ！かーの！／＼口では偉そうなことを言っているけど、分けの分からん理由で株を売らせないのはなぜだ？！お前等は頭おかしいのか？／株式公開までがんばって「た」のは何のためなんだ？／お前等の老後資金のために働いてきたわけじゃねえぞ！／正当な理由もなく株を売らせてくれなかった責任は、必ず取れ！」（投稿四九）、「新×常務の勢いのみにはついていけぬ。／××常務は名古屋の愛人にべったり、東京妻は大嫌い。／野×の腹黒では改革できぬ。／管×の方針ころころ変わり、柔軟性とはいえませぬ。／東×の理屈は屁理屈に似たり。若手ゆえに他の役員を引きつれぬ。／誰に託すのaさん。／三〇〇人とその家族の生活を。／誰に託すのaさん。／貴方の株が売れる日までの改革者。」（投稿六三）などがある（以下、これらの投稿を本件投稿という。）¹⁴

本判決は、名誉毀損に関しては、本件投稿が対象としている者（bとgと）特定することができる投稿について、次のように判示している。¹⁵「これらの投稿は、いずれも本件掲示板の閲覧者に対し、A会社の従業員が取締役である原告らの中傷したり揶揄しているとの印象を与えるものではあるが、同原告らの社会的評価を低下させる、すなわち、名誉を毀損するとは認められない。」このように、本判決は、本件投稿が原告らの「社会的評価の低下」をもたらすものではないと判示しているが、その理由を明示してはいない。しかし、本件投稿が、「お前等は頭おかしいのか？」とか「新×常務の勢いのみにはついていけぬ。」といった抽象的な表現で原告らの中傷・揶揄するにすぎないものであり、その根拠となる事実を示していないため、本件投稿の内容を一般の閲覧者が真実のことと

して受け入れないと判断されるということが理由であると考えられる。この点では、(ア)の東京地判平成二五年三月二〇日と同旨であるといえる。

次に、名誉感情侵害についてであるが、まず指摘しておかなければならないことは、本件では原告らは名誉感情侵害の主張をしていないことである。それにもかかわらず、本判決が名誉毀損の主張の中に名誉感情侵害の主張がなされているということを明示的に認めていることは注目すべき判断であると考えられる。本判決は、「原告らは、取締役である原告らの中傷する投稿により同原告らの名誉が毀損されたと主張していることからすると、同原告らの名誉感情の侵害による不法行為をも主張しているものと解される」と判示している。名誉毀損が認められている場合に、そこに実質的に名誉感情侵害も含めて判断していると捉えることのできる裁判例は比較的多いと考えられるが、本判決が、名誉毀損は成立しないとしながらも、名誉毀損の主張が同時に名誉感情侵害の主張でもあるとの判断を明示したこと（しかも、名誉感情侵害を認めたこと）は注目すべきものである。名誉感情侵害の主張がないにもかかわらず、これを認めた裁判例としては、(一)の東京地判平成二三年一月九日があるが、これは名誉毀損を認めただけでさらに名誉感情侵害も認めたものであり、その持つ意味は本判決とは異なるといえよう。判決文から考えると、本判決においては、中傷や揶揄による名誉毀損を理由とする損害賠償請求は名誉感情侵害を理由とする損害賠償請求を含むものであるという理解がなされていると解される。もちろん、名誉毀損によって名誉感情侵害が生ずることはありうることであるが、両者が異なる不法行為類型であると解する以上、名誉毀損（による損害賠償請求）の主張が名誉感情侵害（による損害賠償請求）の主張を含むと解する理由を説明する必要があるといわざるをえない¹⁷⁾。

しかしながら、ともかく、本判決は、原告からの名誉毀損の主張のなかに名誉感情侵害の主張が含まれていると

したうえで、その成立を認めて、次のように判示している。「投稿四九から同五二までは、『お前等の老後資金のために働いてきたわけじゃねえぞ!』等、不穏当な表現で原告d、同c、同e、及び同fをのしるものであり、同六三は、品性を欠く表現で、原告b、同c、同e、同f及び同gを揶揄するものであって、本件掲示板のような公の場でこのような中傷、揶揄を受けることにより、取締役である原告らは、その名誉感情を相当程度傷付けられたものと推認される。／なお、本件掲示板は、A会社の株式会社への投資に関する情報交換の場として、匿名による投稿がそのまま掲載される媒体であるから、A会社の取締役らがある程度の中傷を受けることは予想されることではある。しかし、投稿四九から同五二まで及び同六三のように、取締役らを従業員が名指しで直接に中傷、揶揄するという形での投稿は、社会通念上受忍すべき範囲を超えたものと評価するのが相当である。」ここでは、原告らに対して「不穏当な表現で……のしる」、「品性を欠く表現で……揶揄する」といった「中傷、揶揄」が「本件掲示板のような公の場」で行われていることから、原告らは「名誉感情を相当程度傷付けられた」ということ、そして、その「中傷、揶揄」が取締役らに対して「従業員が名指しで直接に」なしているということから、「社会通念上受忍すべき範囲を超えたものである」として、名誉感情侵害を認めている。本件投稿の内容が中傷・揶揄であるということ、その中傷・揶揄の内容・表現方法（不穏当な表現・品性を欠く表現）、表現の場（インターネット上の掲示板という公の場）そして、当事者の関係（従業員から取締役らに対してなされているということ）を総合的に考慮した結果として名誉感情侵害を認めたとあるといえる。ただ、本判決は、判決文のうえで、名誉感情侵害の判断における「社会通念上受忍すべき範囲を超えた」か否かの判断要素として「当事者の関係」（「取締役らを従業員が名指しで直接に中傷、揶揄」したこと）のみを独立して取り上げたうえで、「超えた」ことを肯定しており、この点は本判決の特色を示すものとして注目される。名誉感情侵害が認められるにあたっては、問題表現

「誰から」「誰に対して」なされたかということ（当事者の関係）が重要な要素として取り上げられることがあるということである。同じ表現であっても、その表現を行なった者が誰であるかによって、その表現の対象者の受け取り方は異なってくるのであり、本件のように、その表現が「中傷、揶揄」を内容とするのであれば、それが誰によって行なわれたか（対象者にとつてどのような関係に立つ者によって行なわれたか）は、対象者がこれによって受ける精神的苦痛の大きさは異なってくるといわざるをえない。この点において、本判決が取り上げた「当事者の関係」という判断要素は、名譽感情侵害が「社会的評価の低下」と異なり、主観的性質の強いものであることを示す特徴的な要素であるといえよう。なお、判決には明示されていないが、本判決が名譽感情侵害を肯定するにあたっては、原告らの中傷、揶揄する投稿が「一ヶ月にわたり六〇回」も行われていたこと（投稿の頻度の多さ）も考慮に入れられていると考えられる。

以上、まとめると、本判決は、まず、本件投稿によって原告らの「社会的評価の低下」は認められないと判示している。その理由は示されていないが、先に述べたように、本件投稿の内容は、具体的な事実を示すことなく、「不穏当な表現」・「品性を欠く表現」を用いて原告らの中傷・揶揄するにすぎないため、その内容を一般の閲覧者が真実のこととして受け入れることはないと考えられることが理由であるといえる。これに対して、名譽感情侵害については、「不穏当な表現」・「品性を欠く表現」での（事実摘示を伴わない）「中傷、揶揄」が「本件掲示板の一般的な公の場」で（頻繁に）行われていることから、（相当程度の）「名譽感情の侵害」があることを認め、そして、これに加えて、その「中傷、揶揄」が取締役らに対して「従業員が名指しで直接に」なしているということから、「社会通念上受忍すべき範囲を超えたものである」として、結論において名譽感情侵害を認めている⁽¹⁸⁾。名譽感情侵害については、本件投稿の内容（中傷・揶揄）、中傷・揶揄の内容とその表現方法、中傷・揶揄のなされた場、（そ

の頻度)など表現態様に関わる諸要素、そして、「当事者の関係」を総合的に考慮して、「社会通念上受忍すべき範囲を超えた」「名誉感情の侵害」があったことを認めていると解されるのであるが、「社会通念上受忍すべき範囲を超えた」ことを認めるにあたって「当事者の関係」を強調している点は、本判決の特色を示すものであった。「社会的評価の低下」は本件投稿の一般の閲覧者の認識によって生ずるものであるのに対して、「名誉感情の侵害」は本件投稿の対象とされた原告らの認識によって生ずるものである。したがって、「名誉感情の侵害」は原告ら自身が本件投稿をどのように受け止めるか、すなわち、これによって自己を貶められたと感じるか、自尊の念を傷つけられたと感じるかが問題となるので、本件投稿が「不穏当な表現」・「品性を欠く表現」で原告らの中傷・揶揄しているのであれば、当然に認められると考えられる。問題は、それが「社会通念上受忍すべき範囲を超えた」ものであるか否かということであるが、これについては、本判決が、先に述べた表現態様に関わる諸々の判断要素を総合的に考慮して判断したのはある意味当然のことであるといえる。ただ、先に述べたように、「当事者の関係」を特に独立して(強調して)取り上げたうえで、「社会通念上受忍すべき範囲を超えた」と判断したことは、名誉感情侵害が「社会的評価の低下」と異なり、極めて主観的性質の強いものであることを示している。それゆえ、本判決における「社会的評価の低下」の否定と名誉感情侵害の肯定とは、名誉・名誉感情という被侵害利益の違いに応じ、そして、前者については表現内容、後者については表現態様などに基づいて、それぞれ独自に判断された結果と考えられる。ただ、先にも述べたように、原告らが名誉感情侵害の主張をしていないにもかかわらず、本判決が、名誉毀損の主張の中に名誉感情侵害の主張がなされているということを確認したことは、「社会的評価の低下」と名誉感情侵害との間に、あるいは名誉と名誉感情との間に、その内容は明らかではないが、関連があると理解していることを伺わせるものであると考えられる。そして、このように考える場合には、本件投稿において対象とされた

者が、そこでの中傷や揶揄によって精神的損害を受けていることは明らかだから、「社会的評価の低下」が認められないことをもってその損害の填補を否定するのではなく、名誉感情侵害を認めることによってその損害の填補を肯定しようという、「社会的評価の低下」の否定の埋め合わせを名誉感情侵害の肯定という形で行おうという意図があるとも考えられる。

(ウ) 問題表現(画像)の内容がフィクションであることが明らかことから「社会的評価の低下」を否定したが、その侮辱の内容・態様などを考慮して名誉感情侵害の成立を認めた裁判例

ここで取り上げる二つの裁判例はいずれも、問題表現が文章によるものではなく、漫画あるいはアニメーションによるものであり、原告と酷似する容姿の人物として描かれた登場人物について「社会的評価の低下」および名誉感情侵害をもたらすような描写がなされていることから、モデルとされた原告が名誉毀損および名誉感情侵害を主張したというものである。漫画あるいはアニメーションという「画像」による名誉毀損および名誉感情侵害が問題になっているということ、そして、その侵害を主張する者(原告)が漫画あるいはアニメーションの登場人物のモデルとされている者である点において、前掲東京地判平成二七年九月三〇日¹⁸⁾と同じであり、本稿における他の裁判例とは異なる特徴が見られる。

(イ) 東京地判平成二二年七月二八日判タ一三六二一号一六八頁、LEX/DB文献番号二五四八〇三三二一

被告は漫画雑誌「週刊少年マガジン」(発行部数一六〇万部余)を発行する出版社であるが、同雑誌四七号(平成二一年一〇月二一日発行)に「ゼロセン」と題する漫画の第四七話(以下、本件掲載漫画という。)を掲載した。本件掲載漫画の発行前、「悪羅悪羅」系ファッションを特集している情報誌(以下、本件情報誌という。)に、原告

をモデルとして撮影した写真(以下、本件写真という。)が掲載されていたところ、本件掲載漫画には、その写真に写った原告と髪型、髪の色、顔の輪郭、髭およびサングラスの形状等が類似した人物(以下、本件登場人物という。)が描写されていた(なお、本件登場人物は、本件掲載漫画の作者(乙山)が、原告の承諾を得ないで本件情報誌に掲載された写真を参考にして作画したものであった)。本件登場人物は、ひっそりグループのボスの先輩で、「地元VIPカー愚連隊『悪羅悪羅』のリーダーとして描かれ、「またヤラせる女でも回してくれんのかヨ。」「それともハッパか?」、「オウツ オメラケンカ的时间だ!」との台詞が記載され(以下、本件描写一という。)、その後の頁で、中学生三人に叩きのめされて横たわっている姿が描かれていた(以下、本件描写二という。)。そこで、原告は、被告に対して、名誉毀損および名誉感情侵害を理由として損害賠償を請求した。

具体的には、原告は、名誉毀損については次のように主張している。「本件描写一は、原告と同定することができる本件登場人物について、①大麻などの薬物を常習している事実、②強姦行為をしている事実、③集団的に暴力行為をしている事実を摘示したものである(以下、これらの事実を併せて、本件摘示事実という。)。／一般読者の普通の注意と読み方に照らせば、本件摘示事実、原告について、日常的に薬物や暴力行為等の犯罪を行っている危険な人物であるとの印象を与え、原告の社会的評価を低下させる。」これに対して、本判決は、次のように判示して、「社会的評価の低下」を否定した。「本件描写一は、原告と同定できる外観を有する本件登場人物が愚連隊のリーダーであり、薬物事犯や暴力行為等の犯罪行為をしているとの事実を摘示するものといえることができる」けれども、「本件掲載漫画の内容は、一般読者にも、作者が創作した虚構の世界であると認識されるもの」であり、また、「本件登場人物は、本件掲載漫画のストーリーを装飾するために設定された架空の人物であると認識されるもの」である。したがって、「原告が犯罪行為をしているとの事実を摘示するもの」ということはできないから、原告

の社会的評価を低下させるものとは認められない。」本件摘示事実は、本件登場人物についてのことであり、「原告と同定できる外観を有する」とはいえ、あくまで本件掲載漫画の中の架空の人物についてのことである。そして、本件掲載漫画がまったくのフィクションであると認識されるものである以上、一般読者が、本件摘示事実が本件登場人物のモデルとなった原告についての事実を摘示するもの（原告について現実に生じたこと）とは受け取らないといえる。そうすると、本件掲載漫画において原告についての事実摘示はないのだから、言い換えれば、一般読者は本件摘示事実を原告についての真実のことであるとは受け入れないといえるのだから、本件摘示事実の内容がどのようなものであると、これによって原告の「社会的評価の低下」がもたらされることはないといわなければならない。

次に、名誉感情侵害についてであるが、原告は次のように主張している。すなわち、「原告は、『男らしさ』『力強さ』をファッションのコンセプトとして掲げている『悪羅悪羅』と呼ばれるジャンルのファッションリーダーとして認知され、本件情報誌でも裏表紙を飾るなどしており、同ファッションジャンルのイメージ保持及び増進に精力を注いできたものであるが、本件描写二により、本件登場人物が中学生三人に暴力を振るわれ、いわゆる『ポコポコ』の状態にされて、仲間数名と共に地面に倒れ込んだものと推測できるような描写をされ、これを見たことにより、同ファッションジャンルのリーダーとして自負していた『男らしさ』『力強さ』といったイメージを壊されるに至り、極めて強い不快感、屈辱感等の精神的苦痛を味わった。／これに加え、原告は、これまでに前科前歴もなく、犯罪とは一切かかわりなく社会生活を送ってきたものであるにもかかわらず、本件描写一により、薬物、強姦、集団的暴力行為といった犯罪との関わりを強く印象づける描写をされ、これが掲載された本件掲載漫画を見たことにより、極めて強い不快感等の精神的苦痛を味わった。」そして、これは「受忍限度を超えている」と主張し

ている。これに対して、本判決は、次のように判示して、名誉感情侵害を認めている。すなわち、「本件登場人物は、乙山が本件写真に基づいて作画したものであり、本件写真の原告と髪型（髪の長さ、前髪の具合、全体の形状等）、髪の濃淡、ひげの形、顔の輪郭、サングラスの形状及び縁の模様等の点で類似しており、一見して極めて似ている上、本件登場人物の属性に愚連隊『悪羅悪羅』のリーダーという原告の属性（不良系ファッション悪羅悪羅のファッションリーダー）を連想させるものが与えられている。そして、…本件描写一は、本件登場人物を愚連隊のリーダーであり、薬物事犯や暴力行為等の犯罪行為をしている人物として描いた上、本件登場人物が愚連隊の仲間一〇人以上と共に『ケンカの時間だ』と意気込んでいる様子を描いたものであり、本件描写二は、本件登場人物が愚連隊の仲間一〇人以上と共に三人の中学生に叩きのめされて惨めな姿で横たわっている様子を描いたものであると認められる。／以上の事実関係に照らすと、本件描写一、二は、原告の外観、人物像を侮辱するものであって、社会通念上許される限度を越えるものというべきであり、原告の名誉感情を侵害するものと認めるのが相当である。／なお、被告は、本件登場人物が虚構の人物であることを理由に原告の名誉感情を侵害するものではないと主張するが、…本件描写一、二は原告の外観、人物像を侮辱するものと認められるから、原告の外観を有する本件登場人物が架空のものであることよって原告に対する名誉感情の侵害が否定されるものではない。」

名誉毀損（「社会的評価の低下」）の場合とは異なり、名誉感情侵害の場合には、原告が「自己自身の人格について有する主観的な評価」への侵害が問題となるのだから、本件描写一、二を一般読者がどのように受け取ったかではなく、原告自身がどのように受け取ったかが問題となる。そして、原告が本件描写一、二を自己についての描写であり、自己を貶めるものであると捉えたのであれば「名誉感情の侵害」が認められることになる。本判決は、本件描写一、二を「原告の外観、人物像を侮辱するもの」と判示し、その侮辱の内容として、「本件登場人物を愚連

隊のリーダーであり、薬物事犯や暴力行為等の犯罪行為をしている人物として描いた」こと、「本件登場人物が愚連隊の仲間一〇人以上と共に三人の中学生に叩きのめされて惨めな姿で横たわっている」描写を挙げている。「本件写真の原告と……一見して極めて似ている上、本件登場人物の属性に……原告の属性……を連想させるものが与えられている」本件登場人物について上記のような描写がなされている以上、原告について「名誉感情の侵害」が認められることについては問題ないと考えられる。しかし、そのうえで、本件描写一、二による侮辱が「社会通念上許される限度を超える」ものであると判断できるかについては検討の余地がある。原告はこれについて、次のように主張している。「乙山は、本件漫画を執筆するに当たり、わざわざ原告と酷似する人物を描写する必要はなかったのであって、本件情報誌を読んで原告をモデルとした登場人物のイメージを想起させたのであれば、そのイメージと他の人物のイメージとを合体加工するなどして、完全に虚構の人物を創作することができたはずである。また、原告のみをモデルとして登場人物を創作するにしても、髪型や髪の色、ひげ、輪郭、装飾品などを変えて、いわゆるデフォルメすればよく、個人を同定し得るような形で描写する必要は全くなかったというべきであり、本件描写一、二は、表現の自由で保護される範囲を逸脱しており、社会生活上の受忍限度を超えた違法なものと見るほかない。」そして、本判決もまた、本件描写一、二が「社会通念上許される限度を越えるもの」と判示している。しかし、その理由は明示されていない。原告の主張では、本件描写一、二が「受忍限度を超えた違法なもの」であるとすする根拠として、本件登場人物を「原告と酷似する人物」として描写したことの不当性を挙げているのであるが、本判決はこの点について触れていないのである。しかし、本件においてまず最初に問題となる点は、本件登場人物が「本件写真の原告と……一見して極めて似ている上、本件登場人物の属性に……原告の属性……を連想させるものが与えられている」ことであるから、このような描写がなされた理由（必要性）が問われるのは当然のこと

であろう。そうすると、本判決が「社会通念上許される限度を超えるもの」(＝「受忍限度を超えた違法なもの」)との判断を示すにあたっては、このような被告側の事情を考慮に入れていたものと考えられる。⁽²⁰⁾そして、そのほかに、その判断には次のことも考慮に入れられているものと考えられる。すなわち、原告はアパレル関係の株式会社代表取締役であり、「『悪羅悪羅』と呼ばれるジャンルのファッションリーダーとして認知され」ていることと(原告の地位・立場)、それにもかかわらず、全国的に大量の発行部数をもつ漫画雑誌に掲載された本件掲載漫画において、外観上そして与えられた属性上容易に原告と同定できるように描かれている本件登場人物が「愚連隊のリーダー」として、しかも、薬物事犯・暴力行為等の犯罪行為をしている人物として描かれ、しかも、「ケンカの時間だ」と意気込んでいる様子まで描かれていること、さらには、本件登場人物が仲間一〇人以上とともに三人の中学生に叩きのめされて惨めな姿で横たわっている様子が描かれていることである。これらのことを考慮に入れて、本判決は、本件描写一、二が「社会通念上許される限度を超える」と判断したものと解することができる。

以上、まとめると、本判決においては、本件登場人物がモデル(原告)と同定可能であるということを前提として、「社会的評価の低下」については、問題表現の内容についての一般読者の受け止め方を基準とすると、本件摘示事実が明らかにすべてフィクションであり、原告について真実のことであると受け入れられないと解されることから、これを否定している。これに対して、「名誉感情の侵害」については問題表現の対象者(原告)の受け止め方を基準としてこれを肯定したうえで、それが「社会通念上許される限度を超える」か否かについては、本件掲載漫画の掲載された(侮辱の行われた)場、侮辱の内容・態様(描写の内容)、そして、原告が社会において占める地位・立場などを通じて引き出される侮辱性の強さを考慮し、さらに、本件登場人物がモデル(原告)と同定可能とされている理由(必要性)も考慮されたうえで判断されていると解される。そして、このように解することが

できるとすれば、この最後の点は本判決の特色であるといえる。本判決は、「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断とを、それぞれ別個の対象・基準に従って判断しており、前者については表現内容に基づいて、後者については、原告の社会的地位・立場に加えて表現態様にかかわる諸要素、さらには、モデルが存在するという事件の特性から、モデルと原告とを同定可能なものとして描写した理由（必要性）を考慮に入れて、判断しているといえる。⁽²⁾

(ii) 東京地判平成二四年九月六日LEX/DB文献番号二五四九七〇二〇

本件は、原告（女性国会議員）が、被告（DVDの製作・販売会社）の製作したアニメーションによるアダルトDVD（以下、本件DVDという。）の販売（およびその広告）によって、名誉が毀損され、また、名誉感情が侵害されたと主張して、被告に対して損害賠償および謝罪広告の掲載を請求したものである。

名誉毀損については、原告は次のように主張している。「本件DVDは、原告と容易に同定することができる本件主人公について、「一」不特定多数の男性との間で異様な性行為を行っている事実、「二」『あなたの心を仕分けに参りました。』などの台詞を用いて男性を性行為に誘っている事実、……、「四」行政刷新会議という公の場で真剣に議論したスーパ―堤防事業の問題を性行為の場面において茶化している事実、「五」性行為を終了した後で『二番じゃダメなんです。』と発言する事実、……を摘示する（以下、これらの事実を併せて、本件摘示事実という。）。一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方によれば、本件摘示事実、原告について、自らの政治的課題である行政改革のキーワードを使って異様な性行為を行う人物であるとの印象を与え、原告の社会的評価を低下させるものである。／したがって、本件DVDは、原告の名誉を毀損する。」これについて、本判決は、まず、「本件D

V Dを視聴した一般の視聴者及び本件広告を閲覧した一般の閲覧者は、本件主人公と原告とを容易に同定することができる」としながらも、「社会的評価の低下」(名誉毀損)を否定して、次のように判示している。「本件D V Dは、アニメーションによるアダルトD V Dであり、その内容は、民生委員である主人公が、何の理由もなく、見ず知らずの複数の男性宅を訪れて性行為を行うという荒唐無稽なものであるから、その内容がフィクションであることは明らかである。／そうすると、一般の視聴者が本件D V Dを視聴したとしても、本件D V Dの内容が現実の出来事であると認識することはあり得ないから、本件D V Dが本件摘示事実を摘示し、原告の社会的評価を低下させるものであるとは認められない。」このように、本判決は、「本件主人公と原告とを容易に同定することができる」が、本件D V Dの「内容がフィクションであることは明らかである」から、「一般視聴者が……本件D V Dの内容が現実の出来事であると認識することはあり得ない」としている。つまり、本件摘示事実の本件主人公についてのことであり、そのモデルである原告についてのことではないので、原告の「社会的評価の低下」をもたらすものではないといえるのである。本件D V Dの内容が、一般視聴者において、原告についての「現実の出来事であると認識」されることがあり得ない(真実のこととして受け入れられることがない)以上、これによって原告の「社会的評価の低下」が生ずることがありえないのは当然であろう。(i)の東京地判平成二二年七月二八日と同様である。

次に、名誉感情侵害についてであるが、原告の主張は、「本件D V Dは……本件主人公が三名の男性と異様な性行為を繰り返す様子の子細かつ侮辱的に描いている。／したがって、本件D V Dの描写は、社会通念上許される限度を超えて原告を侮辱するものであり、原告の名誉感情を侵害する」というものである。本判決は、その主張を認めて、次のように判示している。「本件D V Dは、本件主人公が、何の理由もなく、見ず知らずの複数の男性宅を訪れて性行為を行い、男性に命じられるまま、裸で床を四つん這いになって歩き、尻を鞭で叩かれている姿、……」

などが描かれている。／このように、本件DVDは、原告と容易に同定することができる本件主人公が侮辱的な扱いを受けている場面を内容とするものであるから、これが販売され、視聴されることによって、原告は、その自尊心を傷つけられ、精神的苦痛を受けることが明らかである。したがって、本件DVDの販売は、原告の名誉感情を侵害するものであり、不法行為を構成すると認められる。／被告は、仮に、名誉感情を侵害するとしても、受忍限度を超えるものとはいえないと主張するが、本件DVDの前記内容は、社会通念上許される限度を超えるというべきである。」

先に見たように、本件DVDの内容が（荒唐無稽であり）フィクションであることが明らかである以上、本件主人公が「原告と容易に同定できる」としても、これによって原告自身の「社会的評価の低下」が生ずることはありえない。しかし、本件DVDが「原告と容易に同定できる」「本件主人公が侮辱的な扱いを受けている」「性行為の場面を内容とするもの」である以上、原告からすれば、あたかも自らが「侮辱的な扱いを受けている」「性行為の場面」が描かれているかのように受け取ると考えられる。そうすると、これを知った原告が「自尊心を傷つけられ」、自らを貶められたと思うのは当然であり、「名誉感情の侵害」がもたらされたことは明らかであろう。あたかも原告自身が「侮辱的な扱いを受けている」「性行為」の場面」を想起させるDVDが販売されていることを知って、そのような扱いを受けていない原告が「自己自身の人格的価値に対して有する主観的な評価」を否定されたと受け取るのは当然であるといえる。そして、本件DVDの内容が「社会通念上許される限度を超える」と判断するにあたって、本判決はその理由を示してはいないが、その（画像を含めた）内容の侮辱性の強さからすれば、理由を示すまでもないであろう。⁽²²⁾しかし、あえてその理由を考えれば、本件で問題とされている表現（描写）が市販されているDVD（およびその広告）によるものであること（表現の場）、原告と同定可能な主人公が「侮辱的な

扱いを受けている「性行為の」場面」がアニメーションとして描かれていること(侮辱の内容・態様)、本件主人公のモデルとされた者が国会議員であること(原告の社会的地位)などを挙げることができよう。そして、これらの諸要素を考慮して、そこに強い侮辱性の存在を認め、「社会通念上許される限度を超える」ものと判断したということであろう。(i)の東京地判平成二二年七月二十八日と対比すると、同様の判断がなされているといえるが、「社会通念上許される限度を超える」と判断するにあたって、本件主人公がモデル(原告)と同定可能とされている理由(必要性)が考慮されていない点、あるいは、被告が本件主人公をあえてモデル(原告)と同定可能としている理由が考慮要素として明示されていない点が異なる点といえる。

以上、本判決は、本件DVDの内容がフィクションであることが明らかであり、一般視聴者においてそれが原告についての「現実の出来事」であると認識されることはありえない、言い換えれば、原告について真実のこととして受け入れられることはないということから、「社会的評価の低下」をもたらすものではないと判断していると解される。他方、名誉感情侵害については、その主観的性格からして、本件DVDが「原告と容易に同定できる」「本件主人公が侮辱的な扱いを受けている」「性行為の」場面をアニメーションによって描写するものであるという、その侮辱性の強さから名誉感情侵害を認めていると考えられる。そして、この侮辱性の強さは、侮辱が行われた場(市販のDVDなど)、侮辱の内容・態様(描写の内容)などの表現態様、さらには、原告の社会的地位などを考慮して導かれたものであると考えられる。一般視聴者を基準に判断されるため「社会的評価の低下」が否定されても、問題表現の対象者を基準に判断される名誉感情侵害は認められるという場合の典型の一つであるといえる。

(エ) 問題表現について、その意味するところが不明であり、真実であるとは理解されないとして、「社会的評

「価の低下」を否定したが、原告の立場からすると自らを侮辱するものとの印象を受けるとして、名誉感情侵害を認められた裁判例

ここで取り上げる二つの裁判例は、同一の事件についての原審と控訴審の判決である。両者はその理由づけにおいて異なるところが見られるが、結論においては同じである。しかし、いずれも他の裁判例と対比すると、「社会的評価の低下」の判断についても名誉感情侵害の判断についても特殊な判断をしているように解されるものである。

(i) 東京地判平成一三年二月二六日判タ一〇五五号二四頁、LEX/DB文献番号二八〇六二四〇六

本件は、女優である原告が、被告（出版社）の発行する週刊誌に掲載された見出しや記事（さらにはその新聞広告や中吊り広告の記載）によって名誉ないし名誉感情を毀損されたと主張し、被告に対して損害賠償を請求したというものである。原告が「名誉ないし名誉感情の毀損にあたる」と主張した記事（以下、本件記事五という。この他に、名誉毀損のみが主張された記事として本件記事一〜本件記事四がある。）には、「あの女は『雪女』の声！」（見出し）、「だから、近所ではあの方は日に当たると溶けてしまう『雪女』なんじゃないか、なんて悪い冗談言ったりしてるんですよ（笑）」（記事本文）といった記載があった。原告は、本件記事五について「原告が、雪国の民話に出てくる、村人や旅人に奇怪な行動をして、ふーと消えてしまう雪女と類似の行動をとる人間のような印象を一般人に与えるもので、名誉ないし名誉感情の毀損にあたる」と主張している。これに対して、被告は、「雪女という表現は、取材対象の一人が、記者に対し、原告をきれいな女性で、日に当たると溶けてしまう雪女みたいであるとの表現をしたことに基づくものであり、本件記事五……は、原告の名誉を毀損しない」と主張している。

これに対して、本判決は、まず、名誉毀損を否定して次のように判示している。本件記事五は、「あの女は『雪

女』の声!」という見出しが付けられ、また、「近所の住民が、原告が、日に当たると溶けてしまう雪女と冗談を言ったことを摘示している。／記事の内容が名誉毀損に当たるというためには、記事の内容それ自体が、一般読者に真実らしく受け取ることができる程度に明確でなければならぬ。／これを本件についてみるに、本文記事……を見た一般読者は、なぜ、原告のことを雪女とする声があるのか理解できないと考えられる。また、……記事の内容自体、悪い冗談として書かれているように、一般読者は、真実として受け取らないのが通常である。以上によれば、本件記事五をもって、原告に対する名誉毀損と認めることは困難というほかない。」

本判決が判示するところは、本件記事五によっては原告の「社会的評価の低下」は生じない、その理由は、原告について「雪女」であるという(近所の住民の)声があるということの記事にしても、一般読者からすれば、原告がなぜ「雪女」と言われているのか理解できないということ、そして、「日に当たると溶けてしまう雪女なんじゃないか」と言われていることが「悪い冗談」であると書かれているように、およそ、一般読者が「真実として受け取らないのが通常である」ような表現であるということである。原告が近所の住民に「雪女」と言われていることがその「社会的評価の低下」をもたらすか否かについては、そもそもとして、原告を「雪女」と表現することがその「人格的価値に対する評価」を低下させるものであるのかということが問題になり、そして、この点については「一般読者の普通の注意と読み方を基準として」どのように理解されるかが問題となる。原告の主張するように「雪国の民話に出てくる、村人や旅人に奇怪な行動をして、ふーと消えてしまう雪女と類似の行動をとる人間」というように理解されるのであれば、「人格的価値に対する評価」を低下させる表現であるといえなくもないが、被告が主張するように「原告をきれいな女性で、日に当たると溶けてしまう雪女みたいであるとの表現」と理解されるのであれば、「人格的価値に対する評価」を低下させる表現であるとはいえないであろう。そして、そのいずれ

であるかを判断する（ここに用いられている「雪女」という表現がどのような内容を持つものとして理解されるかを判断する）には、本判決が述べるように、原告がなぜ「雪女」と言われているのか、その理由が明らかにされなければならぬと考えられる。しかし、本判決は、この点について、「一般読者は、なぜ、原告のことを雪女とする声があるのか理解できない」と判示する。この点についてはいずれとも解することができないということである。そして、これに続いて、本判決は、原告が「日に当たると溶けてしまう『雪女』なんじゃないか」と言われていることについては、およそ「一般読者は、真実として受け取らないのが通常である」ような表現であるから、原告の「社会的評価の低下」は生じないとする。本判決はこのような結論を導く基準として、「記事の内容が名誉毀損にあたるというためには、記事の内容それ自体が、一般読者に真実らしく受け取ることができる程度に明確でなければならぬ」と判示していると解される。繰り返しになるが、本件記事五において、原告について「雪女」であるという声が近所にあると記載されていても、そこで「雪女」という表現が用いられている理由が一般読者にわからないか」と言われていると記載されていても、そのようなことが事実としてありうるはずもなく、一般読者がこれを「真実として受け取らないのが通常である」以上、やはり「社会的評価の低下」が生ずるはずもない。ただし、ここで問題とされているのは、原告について「雪女」であるという声が近所にあるということではなく、本件記事五において原告が「雪女」であるかのように表現されていることであり、本件記事五の表現内容は、事実の摘示ではなく、「雪女」であるという原告に対する評価（意見）であるというように考えることもできる。そうであれば、「雪女」であるという評価が原告に対する評価としてどのような意味を持つのか、そのような評価はどのような事実に基づいてなされるのか、が明らかにされなければならないといえる。そして、そのいずれについても明らかに

されないのであれば、やはり「社会的評価の低下」はないといわざるをえない。

次に、名誉感情侵害についてであるが、本判決は次のように判示している。「一般人の感受性を基準にして、テレビや舞台等に出演して芸能活動を行っている芸能人としての原告の立場に立った場合、『あの女は雪女』という表現及び顔写真の掲載は、自らを侮辱するものとの印象を受けるものと推認できる。よって、原告は、本件記事五により、その名誉感情を侵害されたものと認められる。以上によれば、本件記事五は、原告に対する名誉感情の侵害に当たると解するのが相当である。」⁽³³⁾ここでは、自らについて「雪女」という表現を用いられたことが、「一般人の感受性を基準にして」「芸能人の立場に立」って考えると、原告は「自らを侮辱するものとの印象を受ける」から名誉感情侵害となると判示されている。しかし、一般読者は原告が「雪女」であるとする声のあることの意味か理解できないにもかかわらず、芸能人である原告は「雪女」と言われることによって「侮辱」されたと受け取るものか何だろうか。「名誉感情の侵害」は原告自らが問題表現をどのように受け止めるかによって判断されるものであるとはいえ、疑問が残る。「雪女」という言葉が、たとえば、「雪国地方の伝説で、大雪の夜などに出るといふ雪の精。白い衣を来た女の姿で現れるという。」⁽³⁴⁾ということを意味しているとしても、あるいは、原告が主張しているように、「雪国の民話に出てくる、村人や旅人に奇怪な行動をして、ふーと消えてしまう雪女みたいであるとの表現」であるとしても、そのように言われただけで侮辱されたといえるのだろうか。まして、「社会通念上許される限度を超える」侮辱を受けたといえるだろうか、疑問といわざるをえない。

なお、先に述べたように、本件においては、名誉毀損をめぐって、本件記事五のほかにも四つの記事についてその成否が争われているが、これらすべての記事について名誉毀損が認められている。そして、それらについての判断を見ると、比較的緩やかに名誉毀損が成立することを認めているように思われる。たとえば、本件記事一は、

「何が起きた!? 甲野花子「原告の芸名」、「テレビや舞台から姿を消し……」というリード部分に続き、次のような記載がなされていた。「その時の甲野さんの格好は、昼間なのに黄色いサングラスをかけ、顔を隠すようにマフラーを巻いて、冬なのにサンダル履き。どこか体調が悪そうで壁に寄り掛かってお話ししていたそうです。でも、肝心な犬の話ではなくて、いつの間にか自分が子供のころに母親が自分を連れて家出をしたとか、涙ながらにそんな生い立ちを話しましたそうです。それで犬の話に戻っても、また仕事のことを話したりとか、どこか話がチグハグで妙な感じがしたそうです。／複数の住民がここまで証言するとなると、やはり甲野花子には何か異変が起きているのだろうか。」「でも、甲野花子はバラエティに出られるキャラじゃない。もし、そういうことが理由で、彼女の気持ちが悪く不安定になっているのなら残念ですね。」この本件記事一に対して、本判決は、次のように判示して名誉毀損を認めている。「本件記事一は、……『原告に何が起きた』とのリード部分に続き、原告が精神的に変調を来し、日常生活においても奇妙な行動をとり、テレビや舞台から姿を消した等の事実を摘示している。／一般の読者は、本件記事一により、原告が、病気で精神的に不安定な状態にあつて、芸能活動にも支障が出ているとの印象を受けるものと認められる。そして、これにより甲野花子の芸名でテレビや舞台等に出演して芸能活動を行ってきた原告の女優としての評価が低下する危険性が生じたものと認められる。以上によれば、本件記事一は、原告の名誉を毀損するものと認めるのが相当である。」本件記事一では原告の私生活における一場面が記事にされているわけだが、これが原告の「社会的評価の低下」をもたらすものであるとは考えにくい。本判決は、本件記事一によつて、一般読者が「原告が、病気で精神的に不安定な状態にあつて、芸能活動にも支障が出ているとの印象を受ける」と解したうえで、「女優としての評価が低下する危険性が生じた」として「名誉を毀損する」としているが、このような記事によつて「女優としての評価が低下する」とは考えられないし、また、そのような「危険性が生じた」

といえなくはないとしても、その危険が現実化する可能性を考慮することなく、原告の「社会的評価の低下」が生じると判断することについては疑問が残る。²⁴⁾ それゆえ、本判決は「社会的評価の低下」を緩やかに認めているのではないかと考えられるのである。²⁵⁾

このように、本判決は、全体として見た場合には、本稿においてこれまで検討してきた裁判例と比べて、「社会的評価の低下」についても名誉感情侵害についても、その判断の仕方が不明確なものであり、比較的緩やかにこれを認めていると考えられる。それにもかかわらず、本件記事五について、「社会的評価の低下」を認めなかったのは、簡単にいえば、本件記事五の内容がおよそ一般読者において真実のこととして受け入れられるはずもなかったということである。言い換えれば、本件記事五は「人格的価値に対する評価」を低下させる表現とはいえず、また、「社会的」にその評価を低下させる表現であるともいえず、およそ「社会的評価の低下」を認めることのできないような表現だったからであると考えられる。しかし、本判決は、名誉感情侵害については、単に、「一般人の感受性を基準にして、……芸能人としての原告の立場に立った場合、……自らを侮辱するものとの印象を受けるものと推認できる」と述べるだけで、その成立を認めている。しかも、その侮辱が「社会通念上許される限度を超える」ものであるかについての判断もなされていない。これは、あたかも、「社会的評価の低下」(名誉毀損)が認められないことに代えて名誉感情侵害を認めたのではないかと推量することができるようにも思われる。このように見ると、本判決は、「社会的評価の低下」については一般読者を基準とし、名誉感情侵害については問題表現の対象者(原告)を基準として判断するという、名誉・名誉感情という被侵害利益の相違に応じて、それぞれ独自に判断しているといえるが、従来の裁判例と比べて、いずれについても緩やかな判断をしてその成立を認めており、全体として、名誉および名誉感情の保護に重きを置いた判断を示すものであり、²⁶⁾ それゆえ、今述べたように、「社会

的評価の低下」の否定を名誉感情侵害の肯定によって埋め合わせているのではないかと考えることができるものであるといえる。

(ii) 東京高判平成一三年七月五日判時一七六〇号九三頁、LEX/DB文献番号一八〇六二四〇五

本判決は、(i) の東京地判平成一三年二月二六日の控訴審判決である。女優である被控訴人(原告)が、控訴人(被告)の発行する週刊誌に掲載された記事により名誉ないし名誉感情を毀損されたとして損害賠償を請求したところ、一部認容されたため、控訴人が控訴したというものである。以下では、原審における同じく、「名誉ないし名誉感情の毀損にあたる」と主張された記事、すなわち、「あの女は『雪女』の声!」、「だから、近所ではあの方は日に当たると溶けてしまう『雪女』なんじゃないか、なんて悪い冗談言ったりしてるんですよ(笑)」という記事(以下、本件記事五という。)についての判示部分を取り上げる。この控訴審においても、当事者からは原審におけると同様の主張がなされており、結論としても、原審と同じく、「社会的評価の低下」(そして、名誉毀損)は否定され、名誉感情侵害は認められている。すなわち、「本件記事五は……写真付き表題部分では、『あの女は『雪女』の声』という見出しと、近所の住民が、被控訴人が、日に当たると溶けてしまう雪女と冗談を言ったとの本文記事とを併せると、その趣旨は事実的内容としてあいまいであるが、一般読者に被控訴人が人目を避けて暮らさざるを得ない何か秘密を持った人物ないし冷たさを秘めた奇異な人物であることを印象づけるものである。／記事の内容が名誉毀損に当たるというためには、記事の内容それ自体が、一般読者に真実らしく受け取ることができ程度に明確でなければならぬが、上記の見出しを見た一般読者は、なぜ、被控訴人のことを雪女とする声があるのか理解できず、本文記事で、悪い冗談として、被控訴人が滅多に外出しないことを揶揄して『雪女』と表現し

ているものであることが理解できても、それが被控訴人の日常生活行動を侮辱的に揶揄するものであることを認識するものと認めざるを得ない。したがって、被控訴人は、本件記事五により、その名誉を毀損されたとはまではいえないが、その名誉感情を侵害されたものと認められる。」

本判決は、本件記事五について、原判決と同じく、名誉の毀損(社会的評価の低下)をもたらすものであることを否定しているが、その理由づけは原判決と比べると比較的分かりやすく示されているといえる。本判決は、本件記事五が「事実的内容としてはあいまいである」との限定をつけながらも、「一般読者に被控訴人が人目を避けて暮らさざるを得ない何か秘密を持った人物ないし冷たさを秘めた奇異な人物であることを印象づけるものである」と判断している。これは、本件記事五が被控訴人の人格について否定的評価を与えうるものであることを認めたものであるといえよう。しかし、本判決は、「記事の内容が名誉毀損に当たるというためには、記事の内容それ自体が、一般読者に真実らしく受け取ることができる程度に明確でなければならぬ」という(原審とまったく同じ)基準を挙げたうえで、本件記事五について、この基準を満たすものではないとして、被控訴人の「社会的評価の低下」を否定している。すなわち、「見出しを見た一般読者は、なぜ、被控訴人のことを『雪女』とする声があるのか理解できない」ということ、また、一般読者は「記事本文で、悪い冗談として、被控訴人が減多に外出しないことを揶揄して『雪女』と表現しているものであることが理解でき」るにすぎないということ、この二つの理由から、本件記事五が「一般読者に被控訴人が人目を避けて暮らさざるを得ない何か秘密を持った人物ないし冷たさを秘めた奇異な人物であることを印象づけるものである」としても、このような人物像を「一般読者に真実らしく受け取ることができる程度に明確」に示す内容のものとはいえないから、被控訴人の「社会的評価の低下」をもたらすとはいえないと判示していると解される。前者(見出し)については、被控訴人のことを「雪女」とする声が近所に

あるという事実を摘示しても、そのことがどのような意味を持つものであるのか一般読者に理解できないのであれば、被控訴人の「社会的評価の低下」は生じないといわざるをえない。ただし、(i)の東京地判平成一三年二月二六日について述べたように、このような見出しの表現内容は、事実の摘示がなされていると解するよりも、「雪女」であるという原告に対する評価(意見)が示されていると解するほうが適切であると考えられるので、そうであれば、「雪女」という評価(意見)のみをもって被控訴人の「社会的評価の低下」を認めることはできないとするほうがよいと考えられる。また、後者(記事本文)については、「日に当たると溶けてしまう『雪女』」という表現は、まさに被控訴人に対する揶揄であり、被控訴人が減多に外出しないということをかかっているにすぎないものだから、これによって被控訴人の「社会的評価の低下」がもたらされるとは考えられない。本判決の述べる通りであるといえる。

次に、名誉感情侵害については、本判決はこれを認めているが、(原判決についてと同じく)疑問といわざるをえない点がいくつかある。本判決は、名誉感情侵害を認める理由として、「被控訴人が減多に外出しないことを揶揄して『雪女』と表現している」ことをもって「被控訴人の日常生活行動を侮辱的に揶揄するものである」として、名誉感情侵害を認めている。しかし、被控訴人について「雪女」という表現を用いることが「被控訴人が減多に外出しないこと」を「揶揄して」いるといえるとしても、「被控訴人の日常生活行動を侮辱的に揶揄するものである」といえるのだろうか、疑問である。次に、この「雪女」という表現を用いることが「被控訴人の日常生活行動を侮辱的に揶揄するものである」と認識する主体について、本判決は「一般読者」を挙げている。すなわち、一般読者が「被控訴人の日常生活行動を侮辱的に揶揄するものである」と認識するから、被控訴人について名誉感情が侵害されたものと認めることができるかと判示している。一般読者が「被控訴人が侮辱的に揶揄されている」と認識

するから、被控訴人の名誉感情は侵害されると判示しているかのように解される。しかし、繰り返し述べているように、名誉感情が侵害されたか否かを判断するにあたっては、当該表現の対象者(本件では、被控訴人)がこれをどのように受け止めるかが問題であり、一般読者がどのように受け止めるかは当然には問題にはならないはずであるから、この判示は疑問といわざるをえない。⁽²⁸⁾そして、最後に、「雪女」という表現を用いていることが「被控訴人が減多に外出しないことを揶揄」するものであったとしても、また、その結果として「被控訴人の日常生活行動を侮辱的に揶揄するものであ」ったとしても、被控訴人が女優(しかも、ベテラン女優)であることを考えると、週刊誌などマスコミから注視され、種々の話題で大衆受けするように取り上げられることはいわば通常のことであるともいえるので、「雪女」という表現が用いられたことが直ちに「社会通念上許される限度を超え」て「名誉感情を侵害された」といえるかについては、もっと細やかな判断が必要であったと考えられる。

本判決は、本件記事五について、一般読者は「被控訴人の日常生活行動を侮辱的に揶揄するものであることを認識する」にすぎないということから、一般読者が「真実らしく受け取ることができる」ものではないとして「社会的評価の低下」を否定しながら、他方で、一般読者が「侮辱的に揶揄するものであることを認識する」ということから当然に被控訴人の「名誉感情を侵害」するものであるとの判断のもとに、名誉感情侵害を認めている。先に述べたように、本判決の判断についてはいくつか疑問とする点があるが、とりわけ、「社会的評価の低下」との判断との関係でいえば、名誉感情侵害は問題表現の対象者の受止めを基準にして独自に判断すべきであるにもかかわらず、これを行っていない点は疑問であるといわざるをえない。⁽²⁹⁾本判決は、本件記事五が「被控訴人が人目を避けて暮らさざるを得ない何か秘密を持った人物ないし冷たさを秘めた奇異な人物であることを印象づけたものである」ということを認めており、これによって被控訴人が精神的苦痛を被ったであろうことを前提として、これを名誉毀

損を理由に救済することができない（「社会的評価の低下」を認めることができない）ことから、名誉感情侵害を理由に救済しようとしているかのようにも解される。しかし、このような考えは、名誉と名誉感情とを重ねて理解するものであるといわざるをえず、両者を明確に区別して考える場合には受け入れることのできないものである。

なお、本判決については、「慰謝料額については、最近の高額化傾向を東京高裁としても認めたものとして注目すべきである」との指摘がなされている。原判決についても言えることだが、この時期名誉毀損による損害賠償額の高額化という形で名誉保護の強化傾向が進んでいたが、そのなかで、本判決のように、ゆるやかな判断のもとに名誉毀損を認める傾向が裁判例に見られるようになってきた。これと同じ傾向が名誉感情侵害についてもいえるのかもしれない。あるいは、問題表現の対象者について、「社会的評価の低下」を認めることができず、名誉毀損としては救済できない場合であっても、名誉感情侵害を認めることによって、これをカバーしようとする傾向があったのかもしれない。いずれにせよ、本判決についていえば、本件記事五について名誉感情侵害であるとの認定はかなり緩いものになっているのではないかと。とりわけ、「社会通念上許される限度を超える」ものであるとの判断を示さなのまま名誉感情侵害を認めていることは、このような傾向を反映するものであるといえるかもしれない。本判決が示した判断は（i）の東京地判平成一三年二月二六日（原判決）と同じく、他の裁判例との比較において特殊性を持っているといわざるをえない。

注

（1）以下、本稿では、この法律をプロバイダー責任制限法という。

(2) 本判決は、本文に挙げた判示をした後で、名誉毀損に関して、「そして、……本件発信者の指摘する事実は真実とは認められない。また、……上記摘示した事実が真実であると信ずるについて相当の理由があるものとも認められない」として、被告からなされた真実性の証明の主張も誤信相当性の証明の主張も認めず、結果として、本件記事によって「原告の名誉や名誉感情等の権利が侵害されていることは明らかであるということができるから、本件請求権は、法四条一項一号の要件を満たすものといえる」と判示している。なお、発信者情報の開示請求については、「権利が侵害されたことが明らかであること」(四条一項)が要求されており、「総務省解説によれば、『明らか』とは権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在を窺わせるような事情が存在しないことまでを意味する」(岡田理樹他『発信者情報開示・削除請求の実務—インターネット上の権利侵害への対応—』(二〇一六、商事法務)五三頁)と解されている。

(3) また、本判決における名誉感情侵害についての判断の書き出しが、本文に挙げたように、「本件記事が全体として本件発信者の論評を記載するものであるとしても」となっているのも、記述「[六]」が事実の主張を伴うものではないと解される結果として「名誉毀損が成立しないと」という意味を含んでいるようにも読めるので、本判決は、本文で述べたように、「社会的評価の低下」が生ずるといえるためには事実の主張が必要であるという考えを基礎に置いていると考えられる。

(4) このことは、「社会的評価の低下」の有無を判断するにあたって、その「低下」の基準とする元の地位(評価)に、原告が社会において現実にも占めている地位(評価)を当てたうえで、「低下」の有無を判断することの意味しているのであれば、同じ表現であっても、人によって(社会に占める地位や立場の相違によって)、「低下」の有無の判断が異なることが生じうるということになる。この点は古く判例において示された見解ではある(大判明治三八年二月八日民録一一輯一六六五頁——名誉とは各人がその性質・行状・信用等について世人から相当に受けるべき評価を標準とするものである

から、ある行為が他人の名誉を毀損するかどうかを決めるには、単にその行為が性質上一般に人の名誉を毀損すべきものかどうかを判断するだけでは足りず、その人の社会における地位・状況等を参酌して審査しなければならない。しかし、「社会的評価の低下」は問題表現を一般的抽象的に捉えてその可能性を生ぜしめるものであるか否かで判断するという考え方もありうる。たとえば、東京地判平成三年九月三〇日判時一四〇二号八六頁は、「本件各記事は、…原告が犯したとされる他の犯罪や私生活上の行状に関する事実を報道するものであり、それら事実がおよそ人の社会的評価を低下せしめるに足りる内容である以上、その報道によって名誉毀損が成立することは明らかである」と判示している。これによれば、およそ人の「社会的評価の低下」をもたらずに足りる内容の表現であれば、当該表現の対象とされた者の「社会における地位・状況等を参酌」する必要はないとも考えられる。したがって、この判決のような考え方を採る場合には、本判決を先に述べたように捉えたとすれば、そのような考え方が妥当であるかについては検討の余地があろう。

- (5) 本件は、プロバイダー責任制限法に基づく発信者情報の開示を求めたものだから、名誉毀損が成立することを認めればそれで足りるはずであり、これに加えてさらに、原告が主張してもいない名誉感情侵害まで判断する必要はなかったのではないかと考えられる。それゆえ、本判決があえて名誉感情侵害についてまで判断を加えた理由を知りたいところである。しかし、本判決はこの点については何も述べていない。もちろん、前注³で少し触れたように、記述「六」がその発信者の「論評」であり事実摘示ではないと解されて、これによる名誉毀損が成立しないと判断されるとしても、名誉感情侵害が成立するということを示して、同法が示す発信者情報開示の要件である「権利が侵害されたことは明らかである」(四条一項)ことを判示しようとしたと解することもできる。ただ、このように解するとしても、本判決が名誉毀損の主張と名誉感情侵害の主張との関係をどのように捉えているのか興味深いところである。たとえば、後掲東京地判平成一五年七月八日(本稿三(一)(イ)参照)のように、名誉毀損の主張のなかに、当然に、名誉感情侵害の主張も含まれていると捉え

ているのであれば、「両者の関係について「名誉毀損によって名誉感情侵害が生ずる」という理解が示されているといえるかもしれない。

(6) なお、先に述べたように、本判決においては、原告の「社会的評価の低下」の有無の判断にあたって、原告が大学の講師であるといった、原告が社会において現実に占めている地位を考慮しているにもかかわらず、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」るものであるか否かの判断においてはこれを考慮しているということが示されていない。しかし、本判決における「社会的評価の低下」の判断の仕方からすれば、原告が社会において現実に占めている地位はこの点の判断においても意味を持つと考えられ、この場面で考慮されるべきであったと考えられる。

(7) この点については、新聞記事についてであるが、すでに最高裁の判示しているところである。まず、事実の主張か否かの判断は、「証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を……主張するものと理解されるときには、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である」(最判平成一〇年一月三〇日判時一六三一号六八頁)とするのが原則である。そして、この点をさらに詳細に述べているのが最判平成九年九月九日判時一六一八号五二頁である。すなわち、「新聞記事中の名誉毀損の成否が問題となつて部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辭上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やは

り、事実を摘示するものと見るのが相当である。」同判決はこのような判断基準を示したうえで、「甲野は極悪人、死刑よ」という見出しや「Bさんも知らない話……警察に呼ばれたら話します」という見出しをもつて、甲野が殺人未遂や殺人の「犯罪を犯した」との「事実を摘示する」ものであると判断している。本判決は、このような最高裁の見解を用いたものであると解される。

- (8) 本判決は、本件記述について被告から主張された真実性の証明の法理および誤信相当性の証明の法理の適用については、「原告の私生活に関する事柄を内容とするものであり、多数の人の社会的利害に関係する事実ではない」ということから、公共利害性および公益目的性を否定し、摘示事実の真実性の判断にはいたっていない。しかし、「摘示された事実の重要な部分が真実であるかどうかや、被告がその事実を真実と信ずるについて相当な理由があったかどうかは、原告が支払を受けるべき慰謝料の額の算定に当たって影響を及ぼすべき事情と考えられる」として、摘示事実の真実性について判断を加えている。そして、これを否定して次のように判示している。「本件摘示事実……の重要な部分は、原告が映画製作会社の社長である男性との間に男女の関係を有しており、当該男性に生活費の一部を負担してもらうことにより海外で生活しているということであるところ、これが真実であることを認めるに足りる証拠はない。……被告が上記の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があったと認めることもできない。」したがって、本判決においては、本件記述において摘示された事実は真実ではないものと扱われている。そうすると、本件記述によって原告について名誉感情侵害が成立すると言ってもよいのではないかと考えられる。なお、本文において述べているように、摘示事実の真実性は「名誉感情の侵害」の判断に関係しうるものであると考えられる（そして、誤信相当性は「社会通念上許される限度を超える」か否かの判断に関係しうるものであると考えられる）。

- (9) 拙稿「『名誉感情侵害』研究に関する覚書」熊本ロージャーナル一四号二七一―二八頁参照。

- (10) たとえば、東京地判平成二七年九月三〇日LEX/DB文献番号二五五四一四九六では、同一の記事部分(誤った逮捕事実を記載した新聞記事)について名誉毀損と名誉感情侵害の両者の成立を認めている。
- (11) 本判決を掲載しているデータベースにおいては原告の主張が省略されているため、その詳細は不明である。
- (12) なお、本判決は、本件記載について「いずれも被告の意見というよりは、単なる誹謗中傷にすぎない」と判示している。「社会的評価の低下」を判断するうえにおいて、「意見」と「誹謗中傷」とがどのように異なるのかについて、判示からは明らかでない(もちろん、後者が人に対して否定的な価値評価を示すものであるのに対して、前者はそれ自体としては肯定的・否定的いずれの価値評価も含むものであるという相違があるのは当然である)。しかし、「誹謗中傷」によっては「一般の読者が原告の社会的評価を変えろとはいいがた」「意見」であればそうでないというのであれば、ここにいる「意見」とは、根拠の示された(事実摘示を伴う)「考え」という意味で用いられており、「誹謗中傷」とは単なる(根拠の示されていない)「悪口」、「ののしり」という意味で用いられていると解することになる。
- (13) なお、この点を両判決の相違として理解すべきか否かについては、前注11で示したように、本件記載が全体として具体的にどのようなものであったのが明らかでないため、判断することは難しい。ただ、前掲東京地判平成二三年一月九日では、本判決とは異なり、問題表現による「社会的評価の低下」が認められており、この点が両判決の結論の相違に結びつくものであるかについては、他の裁判例を含めて、検討すべきことであろうと考えている。
- (14) 本稿においては、判決文の引用の中で用いている記号「」は、判決文の中の文章が改行されていることを示すために用いている。しかし、ここでは、判決文の中の文章が改行されているわけではないが、本判決を掲載しているデータベースで表示されている本件投稿の内容が、ひとまとまりの文言(「おい、こらっ!」とか「〇がー!こ〇〇し!〇〇み!か〇の!」)ごとく行を改めて表示されているため、「」を用いている。

- (15) なお、本判決は、「原告らが、原告ら全員の名誉を毀損する投稿であると主張するもの……には、……『経営陣』、『お前ら』(文脈からA会社の経営陣を指すことが分かる。)、『経営者』又は『役員』といった、A会社の取締役らを想起させる言葉が用いられている。しかし、それだけでは、A会社の経営陣一般を指すにとどまり、A会社の取締役である原告b、同c、同e、同fおよび同g……を、個人として直接にさしているものとは解されない」として、被告の投稿が原告個人を直接に対象とするものではないから、その「社会的評価の低下」は生じないという判断を示している。しかし、問題となる投稿が、経営陣一般を指すにすぎなかったとしても、A会社の「経営陣」を構成する個人が特定可能であれば、投稿の内容によっては、経営陣を構成する個人(個々の取締役)を対象としていると考えることができるのではないだろうか。投稿において「経営陣」という表現を用いていたからといって、これを「A会社の経営陣一般を指すにとどま」るとして、経営陣を構成する個人から切り離して、この者たちの「社会的評価の低下」を問題としないことには疑問が残る。
- (16) たとえば、東京地判平成二七年九月三〇日LEX/DB文献番号二五四七五三八、東京地判平成二二年一月一三日判タ一〇六八号一九三頁など(拙稿「名誉感情侵害と『社会的評価の低下』(一)」熊本法学一四一号六頁以下、一二頁以下参照。なお、以下では、この論文を「本稿(一)」と表記する)。なお、(二)の東京地判平成二七年三月二四日に関する、本稿一二頁も参照。
- (17) 従来から判例・通説は、名誉毀損は「社会的評価の低下」によって生じ、名誉感情侵害は「主観的評価の侵害」によって生じると解している。この「社会的評価の低下」によって生ずる損害の賠償請求の主張が、なぜ「主観的評価の侵害」によって生ずる損害の賠償請求の主張を含むことになるのか、この点についての理解が本判決において示されていないことは残念であるといわざるをえない。

- (18) 本件投稿が「社会通念上受忍すべき範囲を超えたものである」こと認めるにあたって、本判決は、「中傷、揶揄」が「取締

役らを従業員が名指しで直接に」なされていることのみを取り上げているが、その前に、その「中傷、揶揄」の内容、態様他によって原告らの名誉感情は「相当程度傷付けられた」と判示している。このことからすると、「取締役らを従業員が名指しで直接に」ということのみで「社会通念上受忍すべき範囲を超えたものである」と判断したのではなく、「中傷、揶揄」の内容、態様他をも考慮に入れたうえ「超えた」と判断したものと解するのが妥当であると考えられる。

(19) 二(二)(ア)(i)の裁判例。本稿(二)六頁以下。

(20) 本件では、名誉毀損や名誉感情侵害のほかに、肖像権侵害が争われており、本判決は、肖像権侵害が「受忍限度を超えた」ものであることを判示するにあたって、「本件登場人物は、本件単行本においては異なる特徴を有する人物に描き変えられており、本件描写一、二において、殊更本件写真の原告と似せて描く必要がまったくなかったことが明らかである」ということを挙げている。

(21) なお、本件では、原告は、名誉毀損については本件描写一のみを主張しており、名誉感情侵害については本件描写一および二を主張している。そのため、本判決は、本件描写一による「社会的評価の低下」は否定し、本件描写一および二による名誉感情侵害を肯定している。そこで、本判決は同一表現について「社会的評価の低下」を否定し、名誉感情侵害を肯定した裁判例といえるのかという疑問が生じるかもしれない(名誉感情侵害は、本件描写一だけでなく、本件描写二もあったからこそ認められたのではないかという疑問が生じるかもしれない)。しかし、本件描写一について「社会的評価の低下」が否定された理由が本件掲載載漫画自体がフィクションである(したがって、その内容を真実と信じる読者はいない)ということだから、仮に本件描写二が「社会的評価の低下」をもたらす描写であると原告から主張されていても、これがフィクションであることが明らかである以上、これによる「社会的評価の低下」が認められることはありえない。したがって、名誉毀損をもたらす表現として本件描写一とともに本件描写二が主張されていたとしても、「社会的評価の低下」が認

められなかったであろうということは明らかである。そうすると、本判決においては、同一表現について「社会的評価の低下」を否定し、名誉感情侵害を肯定した裁判例と捉えてよいと考えられる。

- (22) なお、原告が名誉毀損の根拠として挙げた本件摘示事実は、本件主人公と原告とが同定可能であることを前提としたものであるから、たとえば、本件主人公が「不特定多数の男性との間で異様な性行為を行っている事実」は、原告にとつて著しく侮辱的なものであり、名誉感情を侵害する事実であつたといえる。しかし、本判決が判示するように、本件DVDの内容が明らかに（荒唐無稽な）フィクションであることが明らかである以上、そこに「原告自身についての事実」の摘示があると一般視聴者が受け取るはずもないと考えられる。それにもかかわらず、原告が本件摘示事実の示すところを「侮辱」ではなく「事実の摘示」という形で名誉毀損の成立を主張したのは、謝罪広告の掲載を求めていたからであろうと考えられる。というのは、名誉感情侵害では謝罪広告の掲載請求は認められないとするのが判例だからである（最判昭和四五年二月一八日民集二四卷一二号二一五頁）。そうだとすれば、原告があえて名誉毀損の根拠として挙げた本件摘示事実は、同時に名誉感情侵害の根拠となる描写でもあつたといふことができよう（たとえば、「『あなたの心を仕分けに参りました。』などの台詞を用いて男性を性行為に誘っている事実」もそうである）。本件においては、原告が名誉感情侵害として主張している部分は「本件主人公が侮辱的な扱いを受けている」「性行為の」場面であり、名誉毀損として主張している部分と必ずしも一致しているわけではないが、本件DVDの描写をそれぞれの観点から切り取って主張しているにすぎず、実質的には同一の表現についての主張であると考えることができよう。

- (23) 新村出編『広辞苑（第六版）』（二〇〇八、岩波書店）

- (24) もちろん、このような私生活上の事実を記事することは是非については別個に考えるべき問題であるとはいえる。なお、「社会的評価の低下」の有無を判断するにあたって、それが現実化する可能性を考慮すべきということについては、「本稿

(21) (前注16) 六頁参照。

(25) この点については、その内容を示すことは省略するが、本件記事二〜本件記事四も同じである。

(26) なお、本判決は、慰謝料として五〇〇万円を認容しており、東京地判平成一三年三月二七日判時一七五四号九三頁(慰謝料一〇〇〇万円を認容)とともに、名誉毀損訴訟における慰謝料高額化の嚆矢となるケースと捉えられているとの指摘がある(佃克彦『名誉毀損の法律実務「第三版」』(二〇一七、弘文堂)三三三頁)。名誉毀損訴訟において認容される慰謝料額が低廉であることは従来から問題視されており、慰謝料額を高額化させることが被害者保護となりかつ無責任な言論を抑制するゆえんであるという主張が強くなってきているところで、これらの判決が生まれている。したがって、このような流れの中で本判決を捉えようと、「本判決は、従来の裁判例と比べて、名誉および名誉感情の保護に重きを置いて判断を示したものと考えることができる」と言ってしまうのではなからうか。

(27) なお、本判決の判示は、本件記事五によって「名誉感情を侵害されたものと認められる」で終わっており、ここにいう名誉感情の侵害が「社会通念上許される限度を超える」ものであるか否かについての判断は示されていない。しかし、これは「社会通念上許される限度を超える」ものであったという判断を含むものであると解される。実際、本判決は、損害(慰謝料額)の算定の判示において、「本件記事等によるその慰謝料額の算定においては、名誉毀損及び名誉感情の侵害となる本件記事等の内容が被控訴人に与えた精神的苦痛にとどまらず、……」と判示しており、不法行為としての名誉感情侵害を認めているものといえる。

(28) もちろん、本判決の考えが、一般読者が受け止めるところをもって対象者が受け止めるところと捉えるというものであれば、それはそれで成り立つといえようが、そうであれば、その旨を明記すべきであろう(一般読者がこのように受け止めていると解されるのだから、対象者もそのように受け止めていると解することができるというように)。しかし、一般読者

が受け止めるところと対象者が受け止めるところとが一致するとは限らないのだから、一致するというのであれば、その理由を示すことも必要であろう。

(29) 「侮辱的に揶揄する」という判決文の表現のなかにすでに名譽感情侵害が成立することが含まれていると考えられなくもないが、仮にそうであったとしても、名譽感情侵害が成立する理由を明示すべきであると考えられる。

(30) 判時一七六〇号九三頁のコメント。ただし、この高額化傾向はその後に進んでいないようである。たとえば、西口元他編著『名譽毀損の慰謝料算定』（二〇一五、学陽書房）四四頁では、「名譽毀損の慰謝料額の算定について、裁判所では一時裁判官の示した論考や研究会の論考などの影響を受けて、その金額が上昇した。しかし、その後落ち着きを見せており、一般的な慰謝料の増額については、裁判所は、依然として慎重な姿勢であることを指摘できる」とされている。また、佃克彦・前掲書（前注26）三三五頁も同様の指摘をしている。なお、本判決についての判例解説として、田島泰彦「芸能人の私生活を暴露する週刊誌記事と高額な損害賠償——大原麗子事件」堀部政男他編『メディア判例百選』（二〇〇五、有斐閣）一三八頁—一三九頁がある。ここでは、慰謝料高額化傾向の観点から本判決の問題点が指摘されている。